

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月25日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第9号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（昭和52年岩手県規則第67号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請等)</p> <p>第2条 法第8条第1項に規定する申請書は、一般廃棄物処理施設設置許可申請書(様式第1号)により行わなければならない。</p> <p>2 法第9条第1項の規定による許可の申請は、一般廃棄物処理施設変更許可申請書(様式第2号)により行わなければならない。</p> <p>3 法第8条第1項又は法第9条第1項の規定による許可をしたときは、一般廃棄物処理施設設置(変更)許可証(様式第3号)を交付するものとする。</p> <p>(一般廃棄物処理施設の使用前の検査の申請)</p> <p>第3条 法第8条の2第5項の規定による検査の申請は、一般廃棄物処理施設使用開始前検査申請書(様式第4号)により行わなければならない。</p> <p>(一般廃棄物最終処分場設置者の報告)</p> <p>第4条 省令第4条の17の規定による報告は、特定一般廃棄物最終処分場状況等報告書(様式第5号)により行わなければならない。</p> <p>(一般廃棄物処理施設の軽微な変更等の届出)</p> <p>第5条 法第9条第3項(法第9条の3第10項において準用する場合を含む。)の規定による届出は、一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書(様式第6号)により行わなければならない。</p> <p>(一般廃棄物の最終処分場に係る埋立処分の終了の届出)</p> <p>第6条 法第9条第4項(法第9条の3第10項において準用する場合を含む。)の規定による届出は、一般廃棄物の最終処分場の埋立処分終了届出書(様式第7号)により行わな</p>	<p>(一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請等)</p> <p>第2条 法第8条第1項の規定による許可の申請は、別に定める様式による一般廃棄物処理施設設置許可申請書により行わなければならない。</p> <p>2 法第9条第1項の規定による許可の申請は、別に定める様式による一般廃棄物処理施設変更許可申請書により行わなければならない。</p> <p>3 知事は、法第8条第1項又は法第9条第1項の規定による許可をしたときは、別に定める様式による一般廃棄物処理施設設置(変更)許可証を交付するものとする。</p> <p>(一般廃棄物処理施設の使用前の検査の申請)</p> <p>第3条 法第8条の2第5項の規定による検査の申請は、別に定める様式による一般廃棄物処理施設使用開始前検査申請書により行わなければならない。</p> <p>(一般廃棄物処理施設の定期検査の申請等)</p> <p>第4条 法第8条の2の2第1項の規定による検査の申請は、別に定める様式による一般廃棄物処理施設定期検査申請書により行わなければならない。</p> <p>2 知事は、法第8条の2の2第1項の規定による検査をしたときは、その結果を別に定める様式による一般廃棄物処理施設定期検査結果通知書により通知するものとする。</p> <p>(一般廃棄物最終処分場設置者の報告)</p> <p>第5条 省令第4条の17の規定による報告は、別に定める様式による特定一般廃棄物最終処分場状況等報告書により行わなければならない。</p> <p>(一般廃棄物処理施設の軽微な変更等の届出)</p> <p>第6条 法第9条第3項(法第9条の3第11項において準用する場合を含む。)の規定による届出は、別に定める様式による一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書により行わなければならない。</p> <p>(一般廃棄物の最終処分場に係る埋立処分の終了の届出)</p> <p>第7条 法第9条第4項(法第9条の3第11項において準用する場合を含む。)の規定による届出は、別に定める様式による一般廃棄物の最終処分場の埋立処分終了届出書により行わ</p>

ばならない。

(一般廃棄物の最終処分場の廃止の確認の申請)

第7条 法第9条第5項(法第9条の3第10項において準用する場合を含む。)の規定による確認の申請は、一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書(様式第8号)により行わなければならない。

(一般廃棄物処理施設の設置の届出等)

第8条 法第9条の3第1項の規定による届出は、一般廃棄物処理施設設置届出書(様式第9号)により行わなければならない。

2 法第9条の3第7項の規定による届出は、一般廃棄物処理施設変更届出書(様式第10号)により行わなければならない。

(一般廃棄物処理施設の譲受け等の許可等の申請等)

第9条 法第9条の5第1項の規定による許可の申請は、一般廃棄物処理施設譲受け借受け許可申請書(様式第11号)により行わなければならない。

2 法第9条の6第1項の規定による認可の申請は、合併(分割)認可申請書(様式第12号)により行わなければならない。

3 法第9条の7第2項の規定による届出は、相続届出書(様式第13号)により行わなければならない。

(再生利用個別指定の申請等)

第10条 条例第3条の規定による申請は、再生利用個別指定業指定申請書(様式第14号)により行わなければならない。

2 条例第5条の規定による変更の指定を受けようとする者は、再生利用個別指定業変更指定申請書(様式第15号)を提出しなければならない。

なければならない。

(一般廃棄物の最終処分場の廃止の確認の申請)

第8条 法第9条第5項(法第9条の3第11項において準用する場合を含む。)の規定による確認の申請は、別に定める様式による一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書により行わなければならない。

(熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設の認定の申請等)

第9条 法第9条の2の4第1項及び第2項の規定に基づく認定及び更新の申請は、別に定める様式による熱回収施設設置者認定申請書により行わなければならない。

2 知事は、法第9条の2の4第1項又は第2項の規定に基づく認定又は更新をしたときは、別に定める様式による熱回収施設設置者認定証を交付するものとする。

3 政令第5条の5の規定による届出は、別に定める様式による熱回収施設休廃止等届出書により行わなければならない。

4 省令第5条の5の11の規定による報告は、別に定める様式による熱回収報告書により行わなければならない。

(一般廃棄物処理施設の設置の届出等)

第10条 法第9条の3第1項の規定による届出は、別に定める様式による一般廃棄物処理施設設置届出書により行わなければならない。

2 法第9条の3第8項の規定による届出は、別に定める様式による一般廃棄物処理施設変更届出書により行わなければならない。

(一般廃棄物処理施設の譲受け等の許可等の申請等)

第11条 法第9条の5第1項の規定による許可の申請は、別に定める様式による一般廃棄物処理施設譲受け借受け許可申請書により行わなければならない。

2 法第9条の6第1項の規定による認可の申請は、別に定める様式による合併(分割)認可申請書により行わなければならない。

3 法第9条の7第2項の規定による届出は、別に定める様式による相続届出書により行わなければならない。

(再生利用個別指定の申請等)

第12条 条例第3条の規定による申請は、別に定める様式による再生利用個別指定業指定申請書により行わなければならない。

2 条例第5条の規定による変更の指定を受けようとする者は、別に定める様式による再生利用個別指定業変更指定申請書を知事に提出しなければならない。

(再生利用個別指定業指定証の交付等)

第11条 条例第6条第1項に規定する再生利用個別指定業指定証は、様式第16号によるものとする。

(再生利用個別指定の表示)

第12条 条例第6条第2項の規定による再生利用個別指定を受けたことを証する表示は、様式第17号によるものとする。

2 [略]

(廃止又は変更の届出等)

第13条 条例第7条第1項の規定による廃止の届出又は条例第8条第1項の規定による変更の届出は、再生利用個別指定業廃止(変更)届(様式第18号)により行わなければならない。

2 [略]

(処理計画書の提出)

第14条 条例第9条第2項の規定による計画の提出は、毎事業年度開始前に、産業廃棄物再生利用計画書(様式第19号)により行わなければならない。

(実績報告書の提出)

第15条 条例第10条の規定による実績の報告は、毎事業年度終了後90日以内に、産業廃棄物再生利用実績報告書(様式第20号)により行わなければならない。

(指定証の再交付申請)

第16条 条例第12条の規定に基づく申請は、再生利用個別指定業指定証再交付申請書(様式第21号)により行わなければならない。

2 [略]

(報告の徴収)

第17条 特別管理産業廃棄物を排出する事業場を設置している事業者は、特別管理産業廃棄物管理責任者を置き(事業者が自ら特別管理産業廃棄物管理責任者となる場合を含む。)、又は変更した日から30日以内に、特別管理産業廃棄物管理責任者設置(変更)報告書(様式第22号)を知事に提出しなければならない。

2 法第12条第6項に掲げる事業場を設置している事業者は、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間の当該事業場における産業廃棄物の処理に関し、産業廃棄物の種類ごとに産業廃棄物処理実績報告書(様式第23号)を知事に提出しなければならない。

3 特別管理産業廃棄物を排出する事業場を設置している事業者は、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間

(再生利用個別指定業指定証の交付等)

第13条 条例第6条第1項に規定する再生利用個別指定業指定証は、別に定める様式によるものとする。

(再生利用個別指定の表示)

第14条 条例第6条第2項の規定による再生利用個別指定を受けたことを証する表示は、別に定める様式によるものとする。

2 [略]

(廃止又は変更の届出等)

第15条 条例第7条第1項の規定による廃止の届出又は条例第8条第1項の規定による変更の届出は、別に定める様式による再生利用個別指定業廃止(変更)届により行わなければならない。

2 [略]

(処理計画書の提出)

第16条 条例第9条第2項の規定による計画の提出は、毎事業年度開始前に、別に定める様式による産業廃棄物再生利用計画書により行わなければならない。

(実績報告書の提出)

第17条 条例第10条の規定による実績の報告は、毎事業年度終了後90日以内に、別に定める様式による産業廃棄物再生利用実績報告書により行わなければならない。

(指定証の再交付申請)

第18条 条例第12条の規定に基づく申請は、別に定める様式による再生利用個別指定業指定証再交付申請書により行わなければならない。

2 [略]

(報告の徴収)

第19条 特別管理産業廃棄物を排出する事業場を設置している事業者は、特別管理産業廃棄物管理責任者を置き(事業者が自ら特別管理産業廃棄物管理責任者となる場合を含む。)、又は変更した日から30日以内に、別に定める様式による特別管理産業廃棄物管理責任者設置(変更)報告書を知事に提出しなければならない。

2 法第12条第8項の事業場を設置している事業者は、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間の当該事業場における産業廃棄物の処理に関し、産業廃棄物の種類ごとに別に定める様式による産業廃棄物処理実績報告書を知事に提出しなければならない。

3 特別管理産業廃棄物を排出する事業場を設置している事業者は、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間

の当該事業場における特別管理産業廃棄物の処理に関し、当該特別管理産業廃棄物の種類ごとに特別管理産業廃棄物処理実績報告書（様式第24号）を知事に提出しなければならない。

- 4 産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者並びに特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者は、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間における産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集、運搬又は処分に関し、当該産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の種類ごとに産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）運搬実績報告書（様式第25号）又は産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）処分実績報告書（様式第26号）を知事に提出しなければならない。

（廃棄物再生事業者の登録の申請等）

第18条 政令第17条第1項に規定する申請書は、廃棄物再生事業者登録申請書（様式第27号）によらなければならない。

- 2 政令第19条に規定する登録証明書は、廃棄物再生事業者登録証明書（様式第28号）によるものとする。

- 3 政令第20条の規定による届出は、廃棄物再生事業者登録変更届出書（様式第29号）により行わなければならない。

- 4 政令第21条の規定による届出は、廃棄物再生事業休廃止（再開）届出書（様式第30号）により行わなければならない。

- 5 条例第14条の規定による報告は、毎事業年度終了後90日以内に、廃棄物再生事業者業務実績報告書（様式第31号）により行わなければならない。

（提出書類の部数及び経由）

第19条 [略]

の当該事業場における特別管理産業廃棄物の処理に関し、当該特別管理産業廃棄物の種類ごとに別に定める様式による特別管理産業廃棄物処理実績報告書を知事に提出しなければならない。

- 4 産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者並びに特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者は、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間における産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集、運搬又は処分に関し、当該産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の種類ごとに別に定める様式による産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）運搬実績報告書又は産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）処分実績報告書を知事に提出しなければならない。

（廃棄物再生事業者の登録の申請等）

第20条 政令第17条第1項に規定する申請書は、別に定める様式による廃棄物再生事業者登録申請書によらなければならない。

- 2 政令第19条に規定する登録証明書は、別に定める様式による廃棄物再生事業者登録証明書によるものとする。

- 3 政令第20条の規定による届出は、別に定める様式による廃棄物再生事業者登録変更届出書により行わなければならない。

- 4 政令第21条の規定による届出は、別に定める様式による廃棄物再生事業休廃止（再開）届出書により行わなければならない。

- 5 条例第14条の規定による報告は、毎事業年度終了後90日以内に、別に定める様式による廃棄物再生事業者業務実績報告書により行わなければならない。

（提出書類の部数及び経由）

第21条 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

様式第1号から様式第31号までを削る。

附 則

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

- 2 この規則による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則に規定する別に定める様式は、この規則の施行の日以後に提出し、又は交付する申請書等又は許可証等について適用し、同日前に提出し、又は交付した申請書等又は許可証等については、なお従前の例による。